

県南広域振興局長告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年6月26日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 花巻市石鳥谷町新堀第60地割30番、31番3の一部、31番4、31番5、31番6の一部、31番7、37番、38番、46番の一部、65番の一部、74番4の一部、74番7の一部、74番8の一部、74番15の一部、74番21の一部、74番22の一部、74番24の一部、74番26の一部、74番27の一部、74番58の一部、74番78の一部、74番88の一部、74番89の一部及び74番133の一部並びに戸塚第2地割12番1の一部、13番18の一部及び15番41の一部並びに滝田第21地割23番6の一部、23番17の一部及び23番18の一部並びにこれらの区域に介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市石鳥谷町戸塚第2地割13番地1 株式会社盛岡南ゴルフ倶楽部